

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成24年 7月27日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府舞鶴市宇北吸1044番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 舞鶴市 舞鶴市長 多々見 良三 電話 0773-- 66-1005					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9	8	2	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度までの温室効果ガス排出量を年平均2.0%削減する。						
計画を推進するための体制	平成16年、舞鶴市地球温暖化対策実行計画の作成に合わせ、市長を委員長とする舞鶴市地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいる。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	21,022.7 トン	19,856.3 トン	トン	トン	-5.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	21,022.7 トン	19,856.3 トン	トン	トン	-5.6 パーセント	
実績に対する自己評価	電力供給のひっ迫に伴う節電対策を全庁的に行った結果、電気使用による温室効果ガス排出量を大幅に減らすことができた。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (本庁舎延床面積/100)	4.77	4.06			-14.89 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価	電力供給のひっ迫に伴う節電対策を全庁的に行った結果、電気使用による温室効果ガス排出量を大幅に減らすことができ、その結果、原単位が大幅に向上。						
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	94.0	94.0					
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	全庁的な節電対策(不要な照明の消灯、空調設備の適正管理等)本庁舎本館の照明を高効率照明器具へ更新。					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月第3木曜日を「鉄道に乗る日」と定め、自動車通勤を控える。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	継続して取り組んでおり、実施率の向上を図った。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	行政として、地球温暖化防止に資する施策を推進。市民と協働し小学校児童等に対する出前講座や、イベントにおいて地球温暖化に関するブースの設置などを行った。また、電気自動車の普及を図るため、電気自動車及び急速充電器を各1台導入。急速充電器は無償で一般に使用していただいている。						
特記事項							

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。